

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレートガバナンスは企業倫理に基づく社会的責任をもった経営のあり方を問われている重大な問題であるという認識のもと、企業価値の最大化、ならびに株主重視の経営を行うべく、意思決定の効率化、経営の監督機能、経営の公正性および透明性、コンプライアンス遵守等が十分機能する体制の構築を図るとともに、長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4:株主総会における権利行使】

現在、当社株主における海外投資家の構成比率は相対的に低いと考えており、今後、比率が20%以上となった時点で、機関投資家や海外投資家の意見・要望を参考にしつつ、各種手続き・費用等を勘案し、議決権の電子行使及び招集通知の英訳等を検討いたします。

【補充原則4-8-2:独立社外取締役の有効な活用】

当社では、社外取締役のみで構成するミーティングを適宜開催し、経営陣との連絡・調整を図ることとしております。社外取締役は中立の客観的見地から、各々の豊富な経験と高い見識に基づき当社の事業活動に助言・意見を述べる役割を担っており、「筆頭独立社外取締役」を定めた場合、序列意識や筆頭者への依存意識を醸成する可能性があることから、「筆頭独立社外取締役」を定めないといたします。

【補充原則4-10-1:任意の仕組みの活用】

当社は、取締役候補者の指名・選任については、社外取締役を含む取締役会が定めた指名方針に基づき合致した人物を取締役会で審議のうえ決定しており、報酬の決定においても、社外取締役を含む取締役会が定めた報酬の決定方針に基づき報酬が適切に決定されていることから、任意の諮問委員会(指名委員会・報酬委員会など)の設置は必要なく、現状の体系で適切に機能しているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や運営方針、取り組むべき内容を示すものとして、取締役会決議に基づき、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しております。
「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」については、当社ホームページにて「コーポレートガバナンス基本方針」を開示しておりますのでご参照ください。

「コーポレートガバナンス基本方針」URL : <https://sanix.jp/corporate/pdf/governance.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社バイオン	8,716,015	18.23
宗政 寛	6,454,509	13.50
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-EBEST	1,870,900	3.91
一般社団法人サニックス共済会	1,700,000	3.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,233,900	2.58
サニックス社員持株会	947,003	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	651,100	1.36
株式会社西日本シティ銀行	536,200	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	406,500	0.85
株式会社SBI証券	337,000	0.70

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

【大株主の状況】は、2019年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、同行の信託業務に係るものであります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤 勇	他の会社の出身者								○			
金子 直幹	他の会社の出身者											
久保田 康史	弁護士											
安井 玄一郎	他の会社の出身者											
松岡 弘明	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 勇	○		近藤勇氏は、当社の取引先である株式会社グローバルリーナの代表取締役社長であります。 当社は同社との間に施設利用及び贈答品の購入取引がございますが、その取引額は僅少で、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはありません。	企業経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、監査・監督機能の強化等期待される役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しております。

金子 直幹	○	○	——	企業経営に関する豊富な経験に基づく高い見識を有しており、監査・監督機能の強化等期待される役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しております。 また、上場管理等に関するガイドライン3-5(3)の2に規定する要件のいずれにも該当がなく、独立した立場での監督機能として株主等から期待されている役割を十分に果たすことができ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
久保田 康史	○		——	弁護士として、企業法務を始め法律全般に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、監査等委員である取締役(社外取締役)として客観的かつ公正な立場で当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任しております。
安井 玄一郎	○	○	——	長年にわたり企業経営に携わり、経理財務部門の専門知識と高い見識を有しているとともに、1997年より当社社外監査役として、様々な角度から経営の健全性、適正性の確保に尽力いただいております、引き続き監査・監督機能の強化等期待される役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しております。 また、上場管理等に関するガイドライン3-5(3)の2に規定する要件のいずれにも該当がなく、独立した立場での監督機能として株主等から期待されている役割を十分に果たすことができ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
松岡 弘明	○	○	——	企業経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を有しており、2011年より当社社外監査役として、様々な角度から経営の健全性、適正性の確保に尽力いただいております、引き続き監査・監督機能の強化等期待される役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)として選任しております。 また、上場管理等に関するガイドライン3-5(3)の2に規定する要件のいずれにも該当がなく、独立した立場での監督機能として株主等から期待されている役割を十分に果たすことができ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	1	1	5	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

更新

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査等委員会スタッフを1名以上配置することとし、当該の監査等委員会スタッフは、監査等委員会の意見を聴取し、人事部長が関係各方面の意見も十分に考慮して決定しております。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価については、監査等委員会の同意を必要とし、監査等委員会を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる業務を兼務することができることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査等委員会は、会計監査人との定期的なミーティング等で緊密に意見を交換し、内部監査及び内部統制関連部署との連携を図ることにより、適切な監査・監督を実施してまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

3名

その他独立役員に関する事項

上場管理等に関するガイドライン3-5.(3)の2に規定する要件のいずれにも該当がなく、独立した立場での監督機能として株主等から期待されている役割を十分に果たすことができ、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役から独立役員を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりませんが、各取締役は自らの職責を十分認識のうえ、株主価値の向上に取り組んでおり、現時点では、報酬面でのインセンティブ付与の必要性は薄いものと判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2019年3月期に係る当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額は167百万円です。その内訳は次のとおりです。
なお、役員ごとの連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

取締役人数13名(うち社外取締役3名)
取締役を支払った報酬等の総額 151百万円(うち社外取締役18百万円)
監査役人数 3名(うち社外監査役2名)
監査役を支払った報酬等の総額 15百万円(うち社外監査役3百万円)

(注)上記報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定に際しては、業績拡大及び企業価値向上に対する報酬等として有効に機能することを方針とし、取締役の基本報酬等の額は、従業員給与とのバランスを勘案し、役職、在任期間の業績と成果等を考慮して決定しております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、取締役会により委任された代表取締役がその決定権限を有しており、代表取締役は株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、従業員給与とのバランスを勘案し、役職、在任期間の業績と成果等を考慮して各役員の報酬等の額を決定してまいります。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、従業員給与とのバランスを勘案し、役職、在任期間の業績と成果等を考慮して監査等委員である取締役の協議において決定してまいります。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額500百万円以内とすること、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額500百万円以内とすることを2019年6月27日開催の「第41回定時株主総会」において承認いただいております。

役員退職慰労金は「役員退職慰労金規程」により定めておりましたが、2009年6月26日開催の「第31回定時株主総会」終結の時をもって廃止しました。(2009年5月13日開催の取締役会決議)

なお、使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なものに該当する事項はありません。

【社外取締役のサポート体制】更新

取締役会における充実した議論に資するため、適宜、資料を配布して付議事項の概要を報告しております。

また、会社として、取締役会において期待される意見・指導等を得るべく、充分な発言の時間・場所を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、2019年6月27日開催の第41回定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

【取締役会】

取締役会は、原則毎月1回以上開催しており、各事業部門の業績進捗等を監督し、重要事項に対する意思決定をしております。なお2019年3月期の開催実績は16回です。

【監査等委員会】

監査等委員会は、会社法第399条の3に定める調査権を有する6名(内5名は社外取締役)の監査等委員である取締役で構成されています。

監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を1名選定し、当該の常勤の監査等委員が経営会議等重要な会議に出席することで収集した各種情報を監査等委員会で共有するとともに、内部統制部門のレポートラインに監査等委員会を加えることにより、内部統制システムの整備及び運用状況について監視し、取締役の職務遂行を監査・監督することとしております。また、各監査等委員は会計監査人と緊密な意見交換を行う予定です。

監査等委員会設置会社への移行前には、監査役会は、原則毎月1回以上開催しており、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っており、2019年3月期の開催実績は16回でした。監査等委員会につきましても、原則毎月1回以上開催し、内部監査部門からの報告、選定監査等委員からの報告、常勤監査等委員からの報告等に基づく監査・監督に関する必要事項の審議等を行ってまいります。

【内部監査】

内部監査は各部門及び各事業所における業務に関して監査を行う組織として社長直轄の「内部監査室」(2019年6月現在構成員6名)を設置し、会社が定める規程等の遵守状況や業務全般に関して妥当性、有効性、適法性について監査し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、随時関係部門に勧告、是正指導等を実施しております。

【会計監査】

会計監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、2019年3月期に係る監査は、同監査法人の指定社員である公認会計士 川畑秀二、宮寄健、濱村正治の3氏が執行しました。なお、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、公認会計士試験合格者6名、その他8名となっております。

【内部統制委員会】

内部統制委員会は、当社グループにおける内部統制上の問題点とその改善策、当社グループに係るリスクの抽出と同一リスクを軽減或いは無効にする対策又は改善策を協議しております。又、同委員会が協議、決定した事項のうち、重要な案件は取締役会に報告されております。

【コンプライアンス委員会】

コンプライアンス委員会は、法令を遵守するための取り組みを継続的に行うとともに、コンプライアンスへの理解を深めるための研修を実施し、定期的にコンプライアンス遵守に関する注意喚起文書を発信するなど啓蒙活動に取り組んでおります。

【社外取締役との責任限定契約】

当社は、社外取締役の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、会社法第399条の3に定める調査権を有する6名の監査等委員(構成員の過半数を社外取締役)で構成する監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化と経営の公正性及び透明性の高度化を図ることを可能とするとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで業務執行と監督を分離することにより意思決定の効率化を図り、更なる企業価値向上に資する体制であると判断し監査等委員会設置会社を機関設計として採用いたしました。

この体制が実効性を確保できるよう、今後は、業務執行の決定を取締役に委任する範囲とそれに伴う取締役会の監督機能強化に向けた内部統制システムの更なる最適化に向け検討を進めてまいります。また、取締役等の指名・報酬の決定に係る監査等委員会の役割を踏まえ、任意の指名・報酬に係る委員会の設置の適否につきましても検討してまいります。

なお、常勤の監査等委員である首藤征剛は、経理業務の経験こそないものの、2004年6月より長年にわたり常勤監査役を務めるに当たり、業務監査、内部統制監査を通じて経理業務の知識を習得しております。また、公益社団法人日本監査役協会に入会し、定期的に研修会や講習会に参加するとともに、社外監査役や会計監査人と定期的に意見交換をし、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である社外取締役近藤勇、金子直幹、安井玄一郎及び松岡弘明は、企業経営に関する豊富な経験に基づく高い見識を、また社外取締役久保田康史は、弁護士として企業法務を始め法律全般に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。

また、社外取締役は会計監査人と緊密な意見交換を行うとともに、内部監査及び内部統制関連部署とは、そのレポートラインに監査等委員会を加えることにより連携を密にし、適切な監督を実施してまいります。また、社外取締役は、必要に応じて内部統制委員会、コンプライアンス委員会での意見、情報を取締役会を通じて入手し、内部監査室、会計監査人等と連携をとり、監督又は監査の実効性向上に努めてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年3月期決算における定時株主総会の招集通知は、法定期日前の6月5日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との建設的な対話の充実や、その為の正確な情報提供等の観点から考慮して、適切に設定しております。 また、適切な総会会場の確保という観点も踏まえて決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会招集通知及びその添付資料については、発送時に当社ホームページ(https://sanix.jp/ir/sokai.php)にて掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表毎に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに掲載しているIR資料としては、決算短信、決算説明会資料、決算以外の適時開示情報、有価証券報告書及び四半期報告書、株主通信、主要な経営指標等を掲載しております。(https://sanix.jp/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画部 IR担当部長: 取締役常務執行役員 井上 公三	
その他	定例的にアナリスト・機関投資家等を直接訪問しております。 その他さまざまな活動状況について、当社ホームページ(https://sanix.jp/)にて情報開示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社「ディスクロージャーポリシー」に記載しております。(当社ホームページ https://sanix.jp/ir/disclosure.php)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第399条の13第1項口、八及び会社法施行規則第110条の4に基づき、当社及び当社グループ会社が業務を適正かつ効率的に行うための体制を整備・運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築してまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、次の経営理念を掲げ、役員及び従業員が職務を執行するにあたり、法令遵守はもとより、企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを基本方針としています。当社は、このような認識のもとに、公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ります。

【経営理念】

「仕事が教育で教育が経営である。」

【企業理念】

「次世代へ快適な環境を」

【社是】

「社の使命は、あらゆる空間を対象に、エネルギーおよび環境に関する総合的な改善・向上をめざし、人間的コミュニケーションを通して、人と環境のよりよい関係を創造することにある。」

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報(以下「職務執行情報」という。)の保存及び管理については、担当取締役を選任し、取締役の職務執行情報が当社の諸規程及びそれに関連する管理マニュアルに定められた保存及び管理(廃棄を含む)運用がなされているか、あるいは実状に適合しているかなど適宜に検証し、必要に応じて規程等の見直しを行います。

(2) 職務執行情報は、将来においてデータベース化し、その存否及び保存状況が迅速に検索可能となるシステムづくりを行います。

(3) 職務執行情報の保存及び管理状況については、担当取締役から、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告することとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、2008年4月1日、内部統制の見地から求められる、当社及び連結子会社の業務の有効性と効率性・財務報告の信頼性・法令遵守・資産の保全に関する「内部統制規程」を制定し、内部統制システムを構築するとともに、2019年6月27日付をもって監査等委員会に移行したことに伴い同規程に所要の改定を行いました。

(2) 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室・法務部を設置しており、室長・部長がそれぞれの業務を管掌します。内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、内部監査の充実を図ります。法務部は当社の行動規範を定め、行動規範遵守に取り組んでまいります。

(3) 当社は、内部監査室の監査により、法令・定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、内部監査室長は直ちに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は臨時にコンプライアンス委員会を開催し、改善策を協議・決定します。

(4) 当社は、内部監査規程等、関連する個別規程、ガイドライン、マニュアルに則り業務の円滑化を図り、損失の危険を未然に防ぐべく環境整備を行ってまいります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動します。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか、業績報告を通じ定期的に検査を行います。

(2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとるものとします。

(3) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行します。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 全従業員に法令・定款の遵守を徹底させるため、各責任者(取締役、執行役員等)を定め、その責任者のもと、諸規程、諸マニュアルに基づき業務を進めてまいります。従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の充実を図ってまいります。

(2) 会社経営に影響を与える事態が発生した場合には、その内容・対処案が法務部長を通じトップマネジメント、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築してまいります。

(3) 各責任者は、コンプライアンス推進のために必要な人員配置を行い、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、従業員に対して適切な教育・研修体制を構築してまいります。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社のリスク情報の有無を監査するために、子会社との間で、内部監査契約を締結します。

(2) グループのセグメント別の事業に関して責任を負うべき当社取締役を任命し職務の執行が効率的に行われる体制の構築とともに、重要事項に関しては当社への報告を行う体制を構築します。また、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与します。

(3) 当社の内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を担当部署及びその責任者に報告し、担当部署及びその責任者に對し、必要に応じて内部統制の改善策の指導、助言を行います。

(4) 子会社の内部監査室又はこれに相当する部署は、当社内部監査室の監査に協力させます。

(5) 子会社に損失の危険が発生し、当社の内部監査室がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について当社の取締役会、監査等委員会及び担当部署に報告させる体制を構築します。

(6) 当社と子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、当社の内部監査室は子会社の内部監査室又はこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員として監査等委員会スタッフを1名以上配置することとします。
- (2) 前項の具体的な内容については、監査等委員会の意見を聴取し、人事部長が関係各方面の意見も十分に考慮して決定します。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動・評価については、監査等委員会の同意を必要とします。
- (2) 監査等委員会を補助すべき従業員は、当社の業務執行にかかる業務を兼務することができます。

9. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社及び当社の子会社等の取締役及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。

- ・当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
- ・当社の子会社等の監査及び内部監査部門の活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の変更
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・社内稟議書及び監査等委員会から要求された会議議事録の提出

(3) 監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報規程」に基づき、当該報告者を適切に保護します。

10. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定します。
- (2) 監査等委員会の意見等は当社として十分に尊重いたします。
- (3) 監査等委員会が選定する監査等委員は、社内の重要な会議体に出席することができるものとします。
- (4) 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

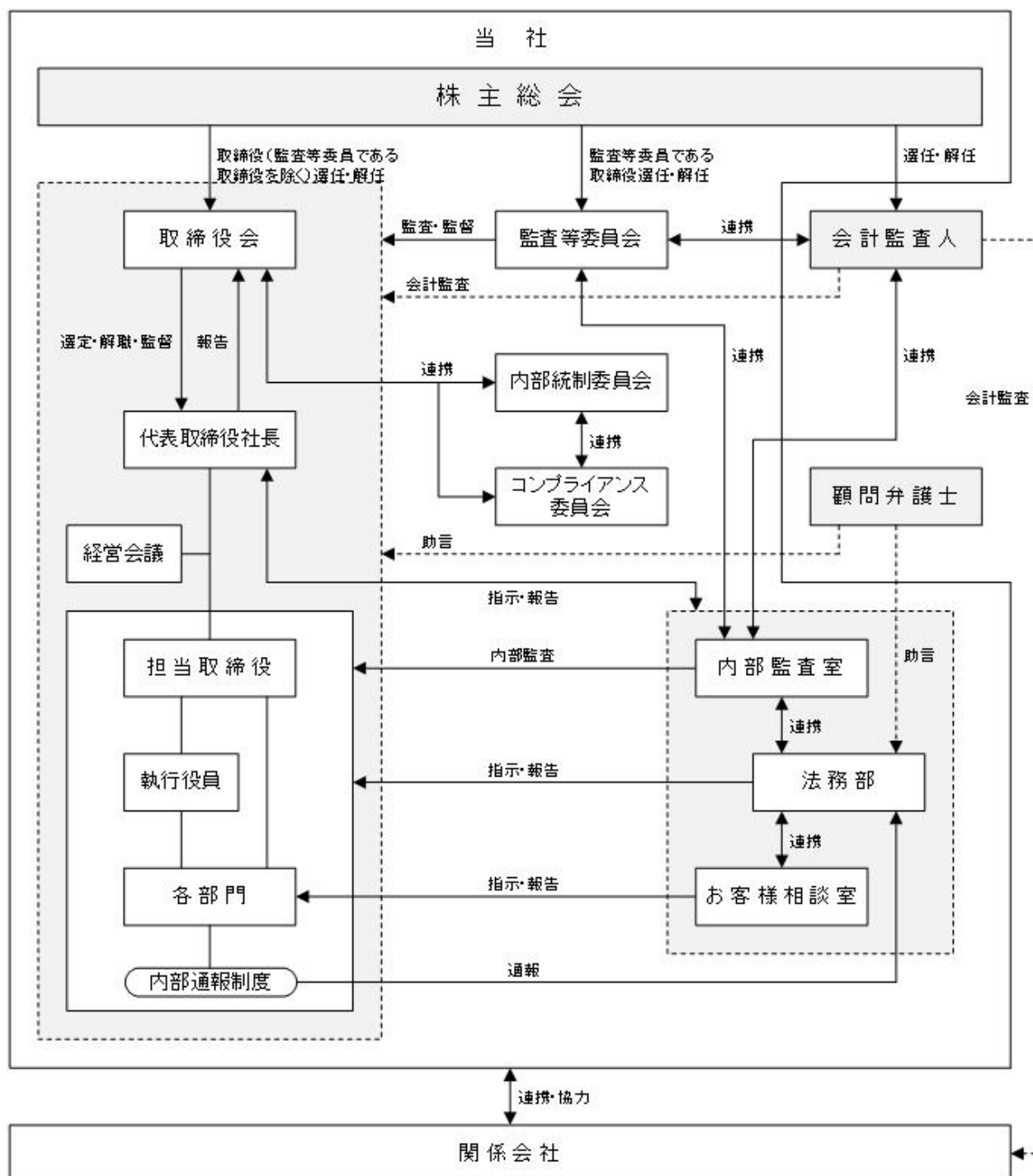
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(団体・個人等)に対しては、毅然たる行動をとり、不当・不法な要求に対しては、警察や弁護士等外部の専門機関と緊密に連携し、組織的に対応してまいります。

なお、反社会的勢力(団体・個人等)に対する基本方針については当社ホームページ(<https://sanix.jp/antiorg/index.php>)に掲載しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

【当社のコーポレート・ガバナンス体制 模式図】



【当社の適時開示に係る社内体制 模式図】

